

かづの未来会議設置要綱

令和6年4月1日訓令第89号

(趣旨)

第1条 市の政策の中長期的な方針に関する事項について、広く市民の意見を聴くことを目的に、かづの未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 未来会議は、次の事項に関する検討を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 未来会議は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、市民又は市政に係わりの深い団体等の関係者の中から、市長が委嘱する。

- 2 前項の規定に関わらず、委員は公募制を採用することができる。
- 3 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る総合計画が決定された日までの期間とする。

(会長等)

第5条 未来会議に、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、未来会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 未来会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員が新たに委嘱された後、最初の未来会議の会議は、市長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。